

にっしん幸せまちづくりプラン中間見直し骨子（事務局案）

○見直しのポイント

- ①計画策定時（平成27年3月）からの法令変更や、本市の地域福祉を取り巻く状況で変化のあった事柄に基づき、計画前期の取組状況の検討を行い、必要に応じて改正します。
- ②中間見直しであるため、計画の基本理念・基本目標等の根本的な考え方は変更しないこととします。

○にっしん幸せまちづくりプラン（中間見直し後）の構成案

※下線のある箇所は計画見直しによる追加部分

※見直しに伴い、各章において修正を行います。

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の性格
- 3 計画の策定体制
- 4 名称「にっしん幸せまちづくりプラン」について

第2章 現状と課題

- 1 全国の地域福祉における現状と課題
- 2 本市の地域福祉における現状
- 3 計画前期の成果と本市の課題
- 4 中間見直しのポイント

第3章 地域福祉計画

- 1 基本理念
- 2 施策体系
- 3 基本目標・基本施策

第4章 地域福祉活動計画

- 1 基本的な考え方
- 2 活動計画における「5つの重点事業」

第5章 日進市自殺対策計画

第6章 日進市成年後見制度利用促進計画

第7章 計画の推進

- 1 今後の推進体制
- 2 計画の進捗管理
- 3 評価指標と目標値

資料編

○「にっしん幸せまちづくりプラン」策定後の動向
【近年の国の主な動き】

	法律・報告書関係
平成27年	・「生活困窮者自立支援法」施行
平成28年	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 ・「自殺対策基本法」改正 ・「ニッポン一億総活躍プラン」※「地域共生社会の実現」
平成29年	・「社会福祉法」一部改正
令和元年	「認知症施策推進大綱」の制定

【本市の地域福祉施策の動き】

	施策等取り組み（新規施策・事業等）
平成27年	・「健やかにっしん宣言」の制定 ・「くらしサポート窓口」の設置 ・「地域たすけあい相談員（CSW）」を設置
平成28年	・「生活支援コーディネーター」を1層2名、2層3名配置 ・「社会福祉協議会発展強化計画」の策定
平成29年	・「まちの守り人養成講座」の開始 ・「認知症カフェ」を試行実施（翌年から本格実施）
平成30年	・「香久山まちづくり協議会」の立ち上げ ・第2層協議体の立ち上げ（市内3圏域） ・在宅医療・介護連携支援センターを設置 ・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を設置

○計画前期における成果・課題の概要

※評価指標の達成状況（詳細は別紙資料のとおり）

評価値	指標数
A（目標値達成）	17（60.7%）
B（目標値未達・H26 現状値より↑）	6（21.4%）
C（目標値未達・H26 現状値より↓）	5（17.9%）

【成果】

- ・「くらしサポート窓口」の設置により、庁内関係課・地域包括支援センター等の複数の機関による支援調整会議が開催され、分野を横断した連携体制の構築が進みました。
- ・「地域たすけあい相談員（CSW）」による地域活動により、地域の見守り活動を推進する「まちの守り人養成講座」の実施等が行われました。
- ・介護保険制度の生活支援体制整備事業による「生活支援コーディネーター」の設置及び活動により、市内3圏域に、地域における支え合いの情報交換等の場となる「第2層協議体」が設置されました。

【課題】

- ・「地域たすけあい会議」の設置について、地域福祉計画説明会や地域座談会などを実施しましたが、設置することはできませんでした。
- ・「地域まちづくり協議会」については、平成30年に香久山地区で新たに立ち上がりましたが、合計で3地区と設置は進んでいません。

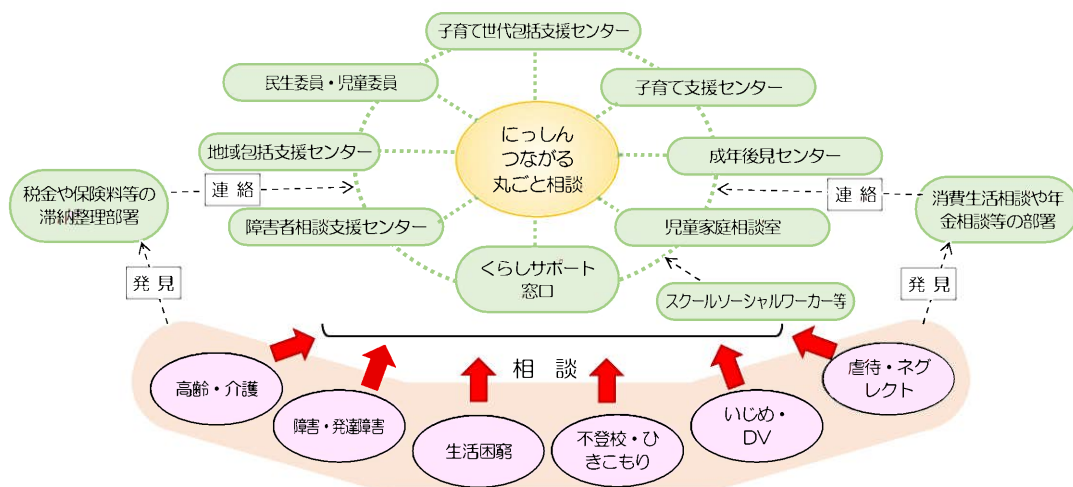
計画前期を踏まえた検討課題

○福祉総合相談体制については、「くらしサポート窓口」の設置により、分野を横断した連携の構築が進みました。

「福祉相談総合窓口」については、「くらしサポート窓口」がその機能を一部有してはいますが、ワンストップで受けることは以下の点で課題があります。

- ・福祉及び関連分野に精通した職員の十分な配置
- ・他の部署での福祉相談の発生（問題解決部署とは別の部署による相談）

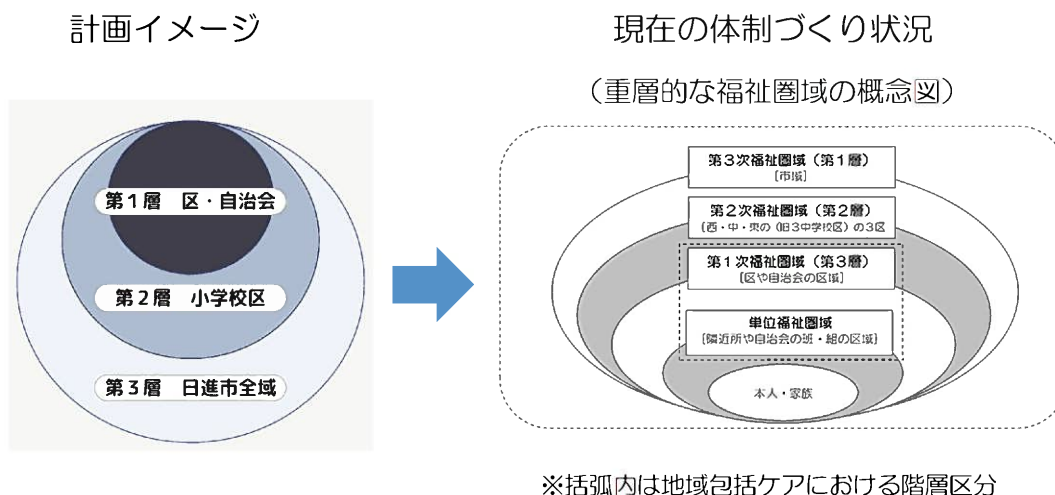
福祉総合相談体制については「どこに相談しても、同じような支援を受けられる」と考えると、関係機関同士の連携体制の構築を進めていくことが重要と考えられます。



○小学校区による「地域たすあい会議」の設置については、市内全域での体制づくりを念頭に置いて地区ごとの働きかけを行ってきましたが、地域それぞれの事情もあり、同時に立ち上げることは困難でした。

一方で、「生活支援コーディネーター」による「第2層協議体」は、高齢者福祉及び民生委員の分野において以前から本市の地域区分となっている「西部・中部・東部」の3圏域を活動領域としたこと、参加は各地域に実情に応じたものとしたこと等の要因から、平成30年度に立ち上げることができました。

「生活支援コーディネーター」は地域包括ケアの概念における地域支え合い体制の中で活動する存在ですが、今後、地域包括ケアの概念は高齢者福祉以外の福祉にも及ぶと考えられることから、本市における地域支え合い体制については、小学校区単位から、3圏域単位のネットワークへの見直しを検討する必要があると考えます。



○計画後期に向けての主な見直し(案)

計画前期の課題について検討し見直しを行うとともに、国の法改正に関連して、地域福祉に関係する2つの計画(市町村自殺対策計画及び市町村成年後見制度利用促進計画)を盛り込みます。

【見直し内容】

- ①地域範囲・地域ネットワークの整理
- ②地域まちづくり協議会の整理
- ③福祉総合相談体制の整理
- ④自殺対策基本計画の策定
- ⑤成年後見制度利用促進計画の策定
- ⑥資料の修正、上記に関連する地域福祉活動計画の指標等の修正

○計画期間について

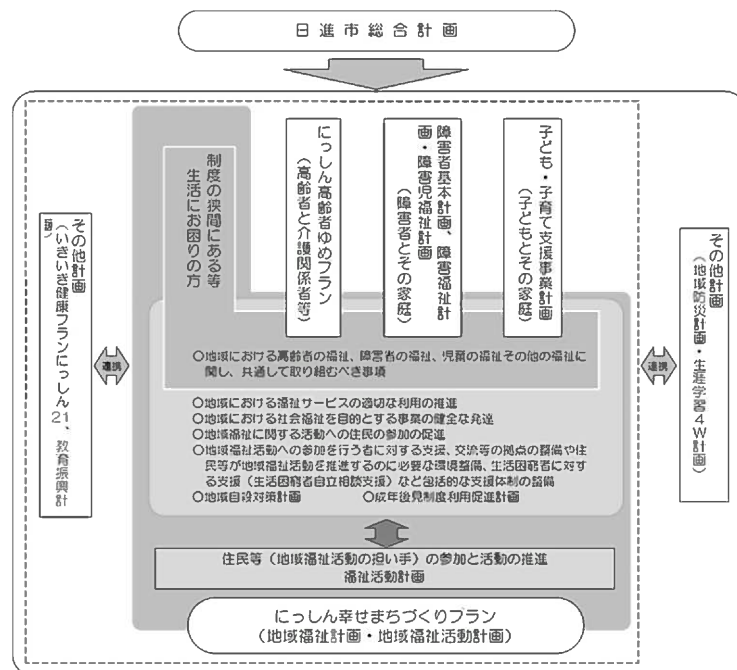
「にっしん幸せまちづくりプラン」の計画期間に変更はありませんが、自殺対策計画及び成年後見制度利用促進計画について、にっしん幸せまちづくりプランと同じ計画期間とします。

	計画期間
にっしん幸せまちづくりプラン	平成27年度～令和6年度
(自殺対策基本計画)	令和2年度～令和6年度 ※追加
(成年後見制度利用促進計画)	令和2年度～令和6年度 ※追加

○計画の位置づけについて

本市における福祉分野に関する施策としては、「にっしん高齢者ゆめプラン」「日進市障害者基本計画」「日進市障害福祉計画」「日進市子ども・子育て支援事業計画」といった分野ごとの個別計画に基づき推進しています。

本計画は、社会福祉法の改正に伴う福祉分野の上位計画としての位置づけとして、「地域福祉の推進」という視点から、各分野の個別計画の横断的なつながりを強化するとともに、健康・生涯学習・環境などの関連計画との連携を図っていきます。



○今後のスケジュール（案）

- 令和元年11月 第2回委員会（見直し骨子案検討）
- 令和元年12月 第3回委員会（見直し素案検討）
- 令和2年1月 パブリックコメント実施
- 令和2年3月 第4回委員会（パブコメ反映後計画案検討）

計画前期（平成27年度～30年度）の指標達成状況

（達成状況…A:目標値達成 B:目標未達・進捗有 C:目標未達・進捗無）

【1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	現状値(H30)	目標値(H31)	目標値根拠等	達成状況
福祉総合相談窓口の設置【新規】	福祉部局、企画政策課	設置なし	設置あり	設置あり		A
地域たすけあい相談員の配置【新規】	社協	0地区	1地区	9地区	5年で全9小学校区	C
地域での座談会等開催回数	地域福祉課、社協	14回	74回	95回	全19区等×年1回×5年間	B
区・自治会での協働組織の設置	地域福祉課、社協	2か所	3か所	19か所	5年で全19区に1か所	B
生活支援コーディネーターの配置人数【新規】	地域福祉課	0人	5人	3人	5年後までに旧中学校区に1人	A
地域たすけあい会議の設置【新規】	地域福祉課、社協	0か所	0か所	9か所	5年で全9小学校区	C

【2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	現状値(H30)	目標値(H31)	目標値根拠等	達成状況
横断的な専門部署の個別ケア会議の開催【新規】	地域福祉課、介護福祉課、子育て支援課、健康課、生活安全課、学校教育課、収納課、社協	未実施	実施	実施		A
生活困窮者等に関する研修会開催回数【新規】	社協	0回/年	3回/年	1回/年	年1回	A
当事者交流会の場づくり	地域福祉課、社協	3か所	10か所	5か所	2年1か所増	A
生活保護世帯の就労率	地域福祉課、社協	69%	80%	75%	年約1%増	A

計画前期（平成27年度～30年度）の指標達成状況

（達成状況…A:目標値達成 B:目標未達・進捗有 C:目標未達・進捗無）

【3】協働による地域の見守り支援体制の充実

成果指標名	主な 関係部署等	初期値 (H26)	現状値 (H30)	目標値 (H31)	目標値根拠等	達成状況
見守り活動養成 成人数	地域福祉課、 社協	4,193名	6,988名	5,500名	年約220人増	A
こども110 番登録戸数	学校教育課	548戸	500戸	600戸	年約10戸増	C
認知症高齢者 徘徊模擬訓練 実施回数	地域福祉課	0回/年	1回/年	2回/年	5年で全9小学校 区目処	B
防災訓練実施 回数	危機管理課	2回/年	1回/年	2回/年	5年で全9小学校 区目処	C
地域の自主防 災組織数	危機管理課	32団体	38団体	35団体	全19区に設立(重 複あり)	A
地域の自主防 犯組織数	生活安全課	26団体	30団体	29団体	全19区に設立(重 複あり)	A
地域での座談 会等開催回数	再掲	14回	74回	95回	再掲	B
災害時要援護 者数	危機管理課	1,124人	1,083人	1,370人	年約50人増	C
高齢者世帯福 祉票登録世帯 数	地域福祉課	906世帯	911世帯	1,150世帯	年約50世帯増	B
民生委員児童 委員による赤 ちゃん訪問の 割合	健康課	98%	99.0%	100%	対象者全員	B
福祉事業者交 流会開催回数 【新規】	地域福祉課、 社協	0回/年	5回/年	2回/年	5年後までに軌道 に乗せる	A

計画前期（平成27年度～30年度）の指標達成状況

（達成状況…A:目標値達成 B:目標未達・進捗有 C:目標未達・進捗無）

【3】協働による地域の見守り支援体制の充実

成果指標名	主な関係部署等	初期値 (H26)	現状値 (H30)	目標値 (H31)	目標値根拠等	達成状況
市民活動に関する相談件数	市民協働課、社協	51件/年	159件/年 65件/年	100件/年	年約10件増	A
各種ボランティア養成講座受講者延人数	社協	265人/年	673人/年	300人/年	年約10人増	A

【4】地域福祉活動の継続支援に向けた情報の集約と支援体制の再編

成果指標名	主な関係部署等	初期値 (H26)	現状値 (H30)	目標値 (H31)	目標値根拠等	達成状況
地域の人材情報の集約【新規】	地域福祉課、市民協働課、生涯学習課、社協	未実施	実施	実施		A
助成金等の情報の集約【新規】	地域福祉課、社協	未実施	実施	実施		A
空家等の情報集約【新規】	地域福祉課、都市計画課、社協	未実施	実施	実施		A
福祉有償運送実施事業者数	地域福祉課、社協	1事業者	3事業者	3事業者	2年1事業者増	A

【5】つどいの場の創設支援

成果指標名	主な関係部署等	初期値 (H26)	現状値 (H30)	目標値 (H31)	目標値根拠等	達成状況
つどいの場の開設	地域福祉課、社協	22カ所	65ヶ所	50カ所	年約5カ所増	A

日進市地域自殺対策計画骨子（事務局案）

第5章 地域自殺対策計画

1. 計画策定にあたって

- (1) 計画策定の背景・趣旨
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画の期間：2020年度～2024年度の5か年

2. 日進市における現状と課題

- (1) 統計にみる自殺の状況
- (2) 日進市における特徴と課題

3. 計画の目指す姿

(1) 基本理念

（案）気づく、つなぐ、支え合う 自殺者ゼロを目指すまち・にっしん

《参考事例》

- みよし市：誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指して
- 長久手市：誰も自殺に追い込まれることのない長久手市
- 尾張旭市：誰も自殺に追い込まれない地域づくりの推進 ※地域福祉計画の基本目標5
- 岩倉市：気づき、つなぎ、見守る 命を支え合う健幸のまち いわくら

(2) 数値目標

年平均自殺数 10人未満

- 平成25（2013）年から平成29年（2017年）の自殺死亡率の平均は13.3、平成29年の自殺死亡率は11.2である。また、その間の年平均自殺者数は11.6人になっている。
- 「平成38年（令和8年・2026年）までに、自殺死亡率を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少（11年間）」という国が示す目標を踏まえ、本計画では、自殺対策を市全体、地域ぐるみで推進することにより、本計画のスタートである2020年度から計画最終年度の2024年度までの5か年の自殺数の平均値が、平成25（2013）年から平成29年（2017年）の自殺数の平均値に比べて20%※（減にあたる10人未満にまで削減させることを目標とする。

※7年間で20%÷7年/11年×30%

(3) 施策体系

4. 推進施策

基本施策1：地域におけるネットワークの構築・強化 ～つなげる先の体制づくり～

(1) 庁内等での分野を超えたネットワークの構築

①日進版の丸ごと相談支援体制の確立【再掲】

②既存の各種会議等を活用した関係機関・専門職の連携

＊ケース検討会議や支援調整会議、個別支援会議、サポート会議など関係機関の連絡・調整を行う既存の各種会議を活用した情報共有・事案調整及び個別支援 など

(2) 関係機関とのネットワーク体制による計画の進行管理

＊「日進市わたしたちのまちのしあわせづくり委員会」を通じた本計画の進行管理

基本施策2：いのちを支える人材の育成 ～気づき、つなぐ人づくり～

(1) 職員等を対象にしたゲートキーパー研修の実施（多角的・多方面からのハイリスク者の発見人の養成）

＊対象：支援の対象のゲートになり得る各種窓口担当職員（保健センター〔保健師・歯科衛生士、助産師、管理栄養士、看護師、母子健康手帳交付窓口職員など〕、心の電話相談、福祉関係窓口、子育て支援や保育料徴収窓口、消費生活相談窓口、税収納担当など）

：社協（CSW、生活支援コーディネーター、暮らしサポート窓口職員など）

など

(2) 市民や民間事業者に対するゲートキーパー研修の機会の提供

＊相談を受ける機会がある人の研修（民生委員・児童委員や包括支援センター職員、ファミサポ、子育て支援センター職員、相談支援事業者、居宅介護支援事業者、薬剤師、医療事務職員、保育士など）

＊そのほかの一般市民に対するゲートキーパー研修の受講促進

など

基本施策3：広報・啓発の充実 ～気づける機会づくり～

(1) 自殺への正しい認識や自殺対策の普及啓発

＊自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動

＊ホームページ等による自殺対策に関する情報提供や啓発

＊国や県等が作成する自殺防止リーフレットによる啓発

(2) 相談窓口の周知

＊広報にっしんやホームページやチラシ等による相談窓口の紹介。関係医療機関への配架。

＊「愛知県自殺対策情報センター」の紹介

など

基本施策4：生きることの促進要因を増やす支援 ～生きていく気持ちの源づくり～

(1) 居場所づくりの推進

＊「つどいの場」の開設支援【再掲】

(2) 大切な人を亡くした人への支援

＊大切な人を自死でなくされた人の総合相談窓口、専門相談室の周知

＊民間団体（NPO法人全国自死遺族総合支援センター、～こころの居場所～ AICHI

自死遺族支援室など)や家族会等(自死遺族の集いなど)の紹介

など

(3) 当事者や支援者へのメンタルヘルス対策

*働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトの紹介

*こころの健康啓発事業(講演会、こころがホッとする言葉の啓発等)

*相談支援事業(心の健康や障害のある人の福祉に関する相談)

5. ライフステージ別の施策

5-1 若い世代への支援

(1) 児童生徒へのSOSの出し方に関する教育の推進と相談実施

*小中学校における教育、保護者向けのSOSの出し方に関する教育実施や相談支援の受け皿の周知

*スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを通じた相談実施など

(2) 日進市いじめ防止基本方針に基づく取組推進

*日進市四中学校区小中学生指導・いじめ防止対策推進協議会など、いじめ防止の対策のための組織の的確な運営

*教職員、保護者、地域住民への共通理解と意識啓発

*いじめに対する措置・対応

など

(3) 若者の就労支援の充実

*ヤング・ジョブ・あいち等との連携によるセミナー参加促進。

など

(4) SNSによる相談窓口の周知

*厚労省が委託実施しているSNS相談事業の紹介・PR

5-2 働き盛りの世代への支援

(1) 働く人におけるメンタルヘルス対策

*職場のメンタルヘルス対策の支援(ストレスチェックの活用やゲートキーパー研修への参加促進、ハラスメント対策などメンタル対策の周知・啓発)

*愛知県の労働相談コーナー等相談先の支援

など

(2) 無職者・生活困窮者への支援

*ハローワークとの連携、ヤング・ジョブ愛知

*生活困窮者自立支援の推進

など

5-3 高齢者への支援

(1) 高齢者の居場所づくりと役立ち感の醸成

*「つどいの場」の開設支援【再掲】

*シルバー支援センターやボランティアセンターなどを通じた生きがい機会の提供

*いきいきシルバースクールの開催

など

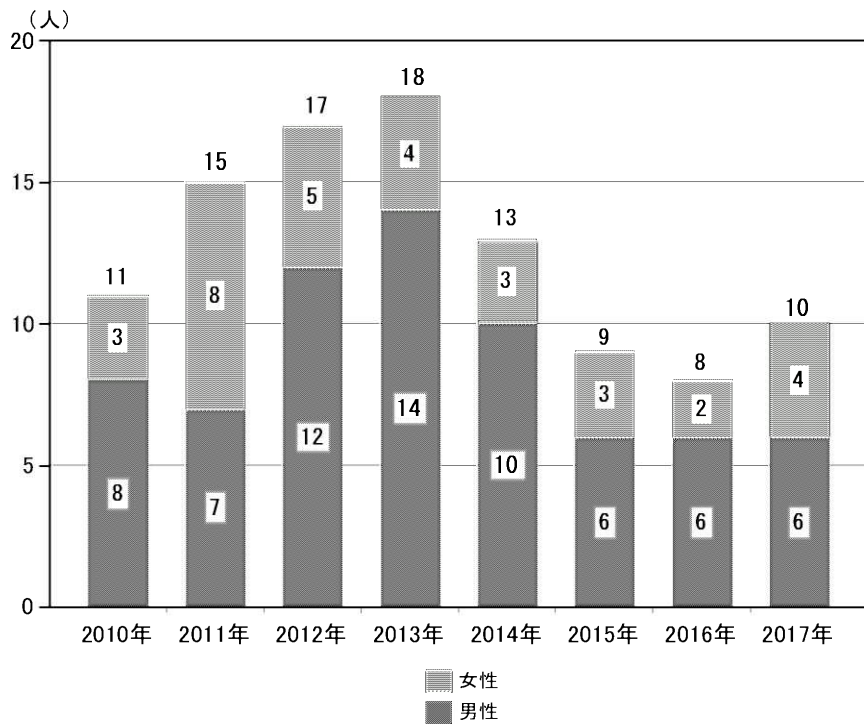
(2) 地域包括ケアシステムの充実と相談支援の充実

2 日進市における現状と課題

1 統計にみる自殺の状況

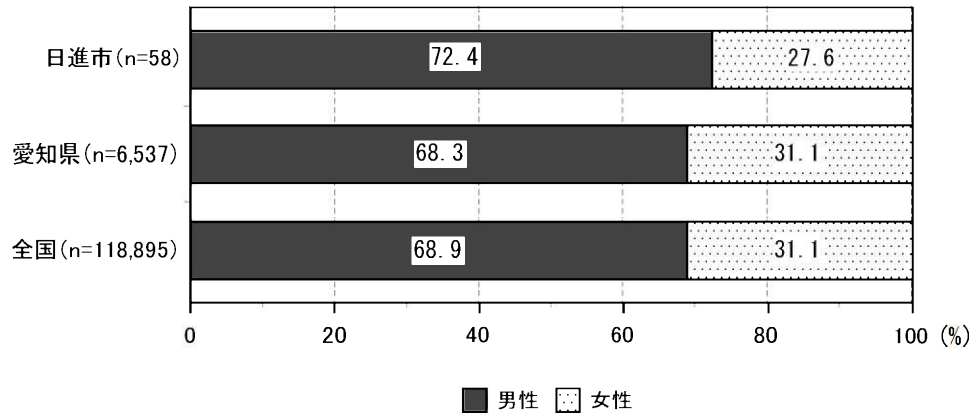
(1) 自殺者数の推移と性別にみた自殺の状況

図表 2-1 自殺者数の推移（性別）



資料：地域における自殺の基礎資料

図表 2-2 自殺者の性別構成割合（平成 25（2013）～平成 29（2017）年合計）



資料：地域における自殺の基礎資料

図表 2-3 自殺死亡率（平成 25（2013）～平成 29（2017）年合計）

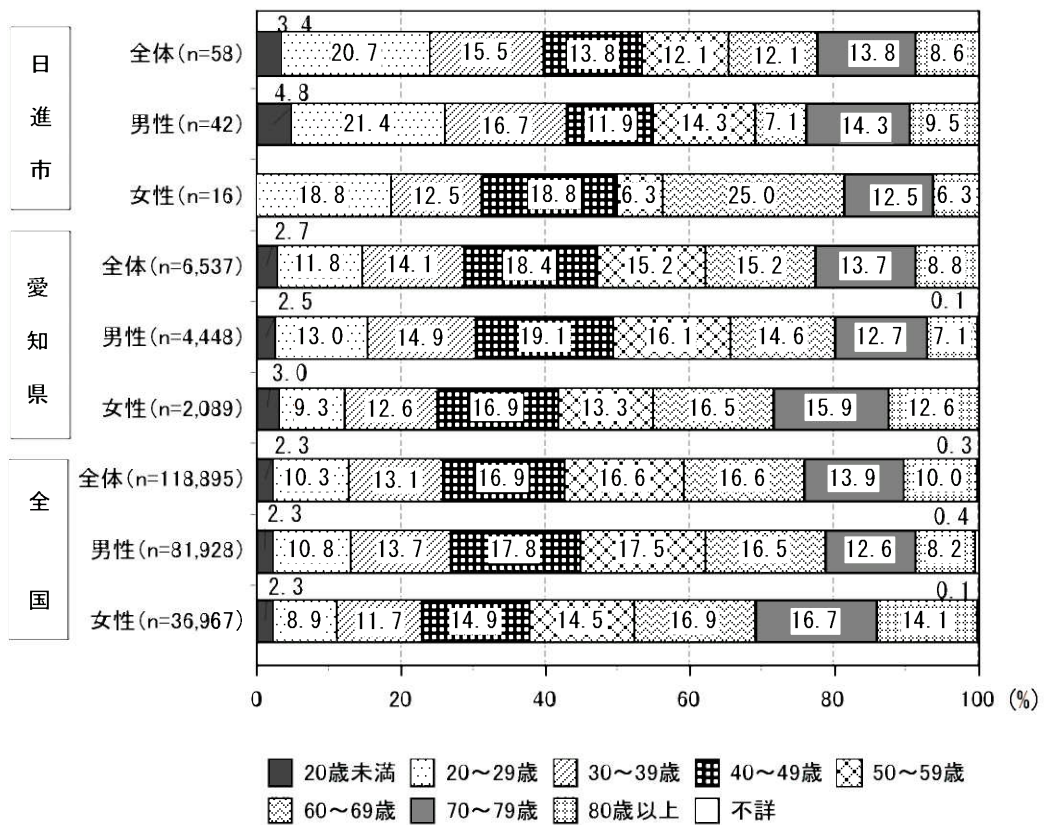
単位：10万対

区分	日進市	愛知県	全国
男性の死亡率	19.4	24.1	26.2
女性の死亡率	7.3	11.3	11.3

資料：地域自殺実態プロフィール

(2) 自殺者の年齢構成割合

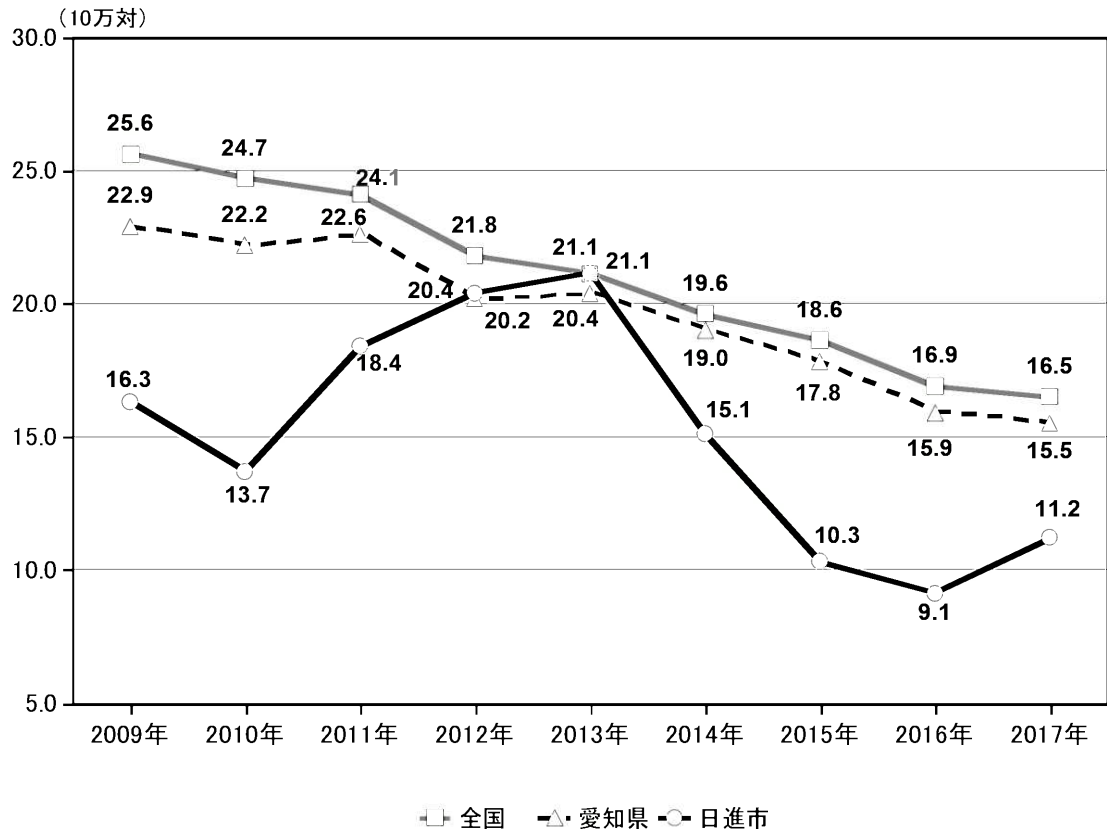
図表 2-4 自殺者の年齢構成割合（平成 25（2013）～平成 29（2017）年合計）



資料：地域における自殺の基礎資料

(3) 自殺死亡率の推移

図表 2-5 自殺率の推移

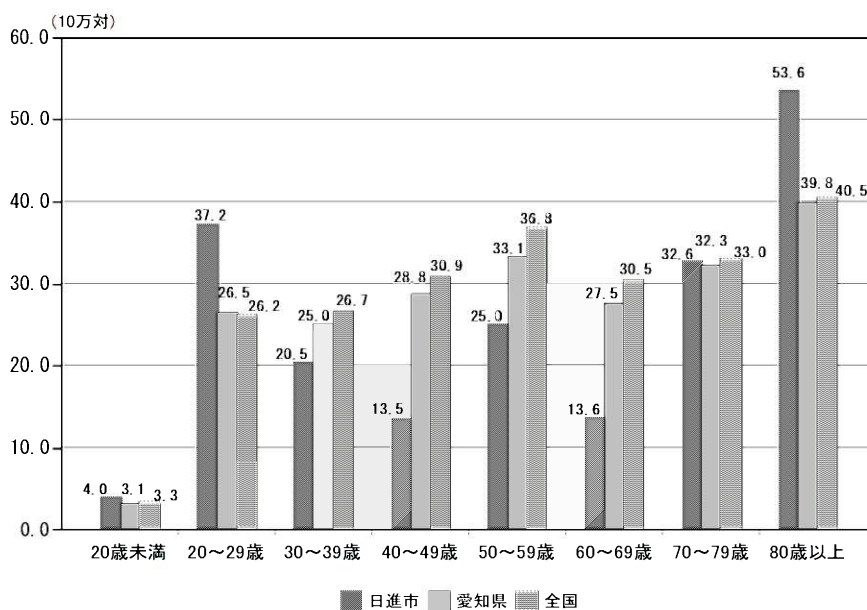


資料：地域における自殺の基礎資料

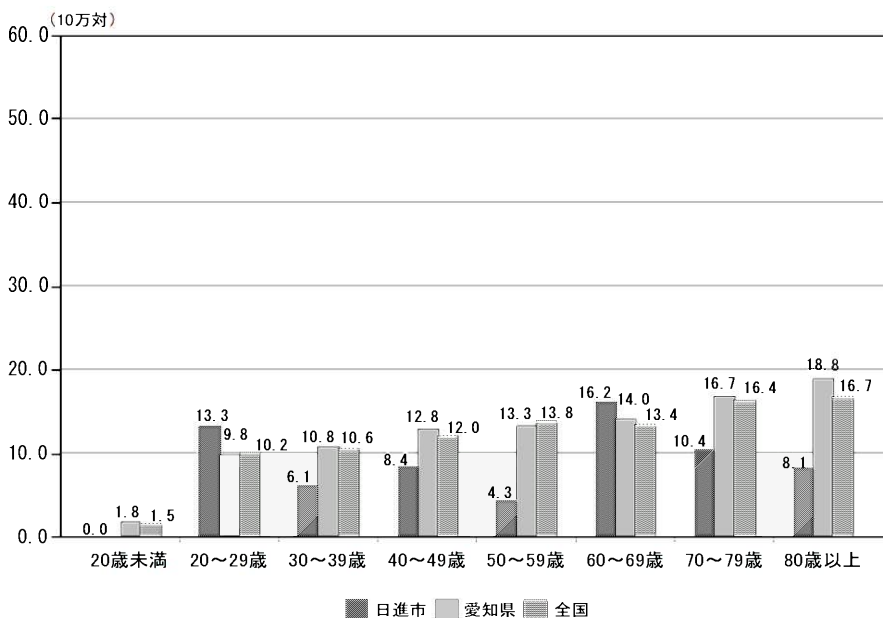
(4) 性・年齢別にみた自殺死亡率

図表 2-6 性年齢別死亡率（平成 25（2013）～平成 29（2017）年平均）

○男性の年齢別自殺死亡率



○女性の年齢別自殺死亡率



資料：地域自殺実態プロフィール

(5) 60歳以上の自殺者の同居人の有無

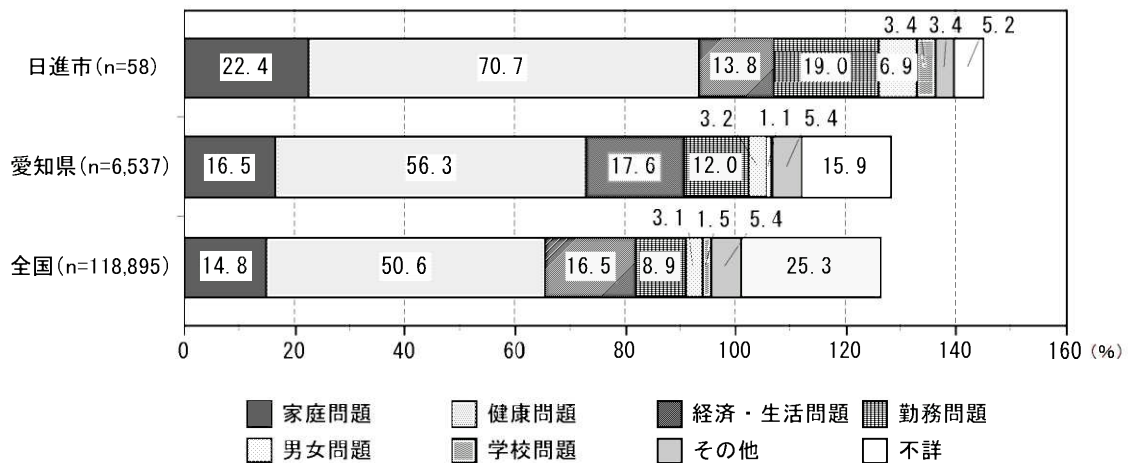
図表 2-7 60歳以上の自殺者の同居人の有無（平成25（2013）～平成29（2017）年合計）

性別	年齢階級	同居人の有無（人）		日進市		愛知県		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	1	2	5.0%	10.0%	15.5%	10.8%	17.1%	10.8%
	70歳代	6	0	30.0%	0.0%	15.9%	7.1%	15.1%	6.3%
	80歳以上	4	0	20.0%	0.0%	9.6%	3.2%	10.4%	3.6%
女性	60歳代	3	1	15.0%	5.0%	10.6%	3.4%	9.7%	3.2%
	70歳代	2	0	10.0%	0.0%	9.7%	3.7%	9.1%	3.8%
	80歳以上	1	0	5.0%	0.0%	7.7%	3.0%	7.4%	3.5%
合計		20		100.0%		100.0%		100.0%	

資料：地域自殺実態プロフィール

(6) 原因・動機別にみた自殺者の割合

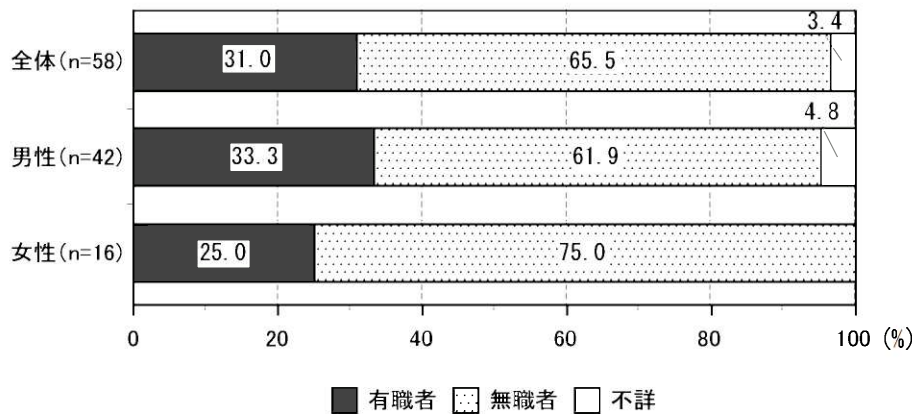
図表 2-8 自殺者の原因・動機別割合（平成25（2013）～平成29（2017）年合計）



資料：地域における自殺の基礎資料

(7) 自殺者の就業状況別構成割合

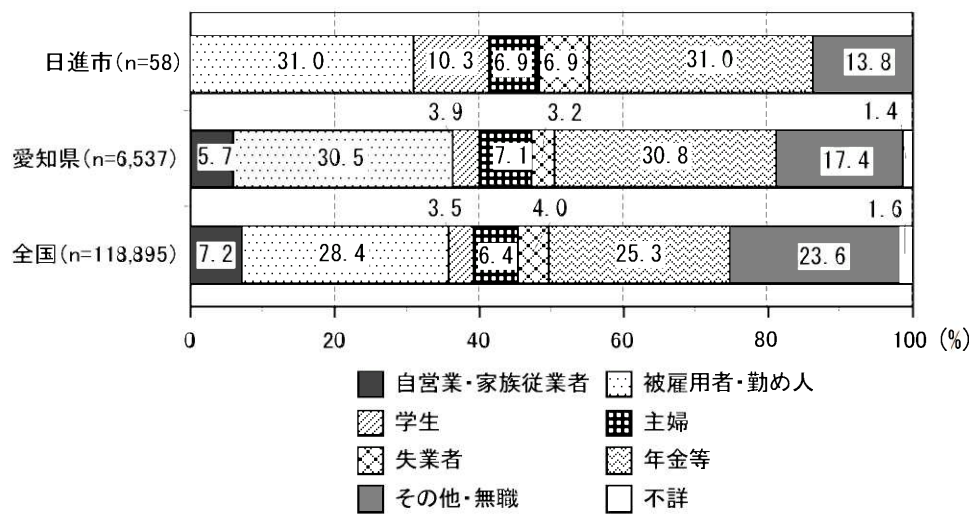
図表 2-10 自殺者の就業状況別構成割合（平成 25（2013）～平成 29（2017）年合計）



資料：地域自殺実態プロフィール

(8) 自殺者の職業別構成割合

図表 2-11 自殺者の職業別割合（平成 25（2013）～平成 29（2017）年合計）



資料：地域における自殺の基礎資料

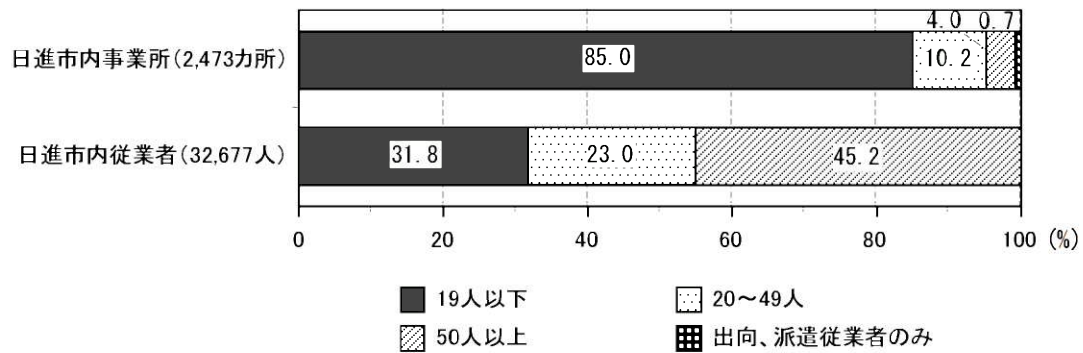
(9) 有識者の自殺の内訳と市内事業所・従業員の状況

図表 2-12 有識者の自殺の内訳（平成 25（2013）～平成 29（2017）年合計）

職 業	日進市自殺者数 (人)	割合 (%)		
		日進市	愛知県	全国
自営業・家族従業者	0	0.0	15.8	20.3
被雇用者・勤め人	18	100.0	84.2	79.7
合計	18	100.0	100.0	100.0

資料：地域自殺実態プロフィール

図表 2-13 規模別事業所と従業員の割合



資料：「平成 26 年経済センサス基礎調査」

(10) 性・年齢階級・就業状況・同居の有無別にみた自殺死亡率

図表 2-14 性・年齢階級・就業状況・同居の有無別の自殺死亡率（平成 25（2013）～平成 29（2017）年合計）

単位：10万対

性別	年齢	就業状況	同居人の有無	日進市	愛知県	全国
男性	20～39歳	有職者	同居	8.3	14.0	16.4
			独居	50.8	32.4	29.8
		無職者	同居	73.2	63.6	61.1
			独居	125.2	114.9	97.3
	40～59歳	有職者	同居	7.8	17.0	18.9
			独居	15.8	33.9	38.2
		無職者	同居	258.1	128.1	123.5
			独居	172.9	305.5	263.0
	60歳以上	有職者	同居	0.0	11.6	16.3
			独居	63.5	31.4	36.3
		無職者	同居	42.1	33.1	33.8
			独居	39.5	103.0	94.8
女性	20～39歳	有職者	同居	0.0	6.3	5.9
			独居	31.8	11.8	10.9
		無職者	同居	11.8	13.8	15.0
			独居	44.7	26.1	30.5
	40～59歳	有職者	同居	14.0	6.9	6.3
			独居	0.0	16.3	13.5
		無職者	同居	2.9	14.7	16.0
			独居	0.0	42.8	44.0
	60歳以上	有職者	同居	0.0	6.5	7.1
			独居	0.0	16.5	10.6
		無職者	同居	14.8	16.5	15.7
			独居	13.2	25.1	23.5

資料：地域自殺実態プロフィール

日進市成年後見制度利用促進計画骨子（事務局案）

1 計画策定にあたって

- (1) 計画策定の背景
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画期間 ※2020年度～2024年度の5か年

2 日進市における現状と課題

- (1) 対象者の状況
- (2) 成年後見制度の利用状況

3 成年後見制度利用促進計画の基本的な考え方・基本方針

- (1) 基本理念
- (2) 基本方針

4 施策体系

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めます
 - ・尾張東部権利擁護支援センターを中核機関とした施策の推進
 - ・行政、相談機関、専門職等の連携・協力の推進
 - ・制度に関する広報・啓発の実施
- (2) 安心して制度が利用できる環境の整備を進めます
 - ・親族後見人への支援の実施
 - ・市民後見人の養成、支援の実施
 - ・成年後見制度利用支援事業の実施

5 計画の推進体制

※計画の推進については、尾張東部圏域6市町で協働設置した「尾張東部権利擁護支援センター」を中核機関として推進する。

※進行管理については、尾張東部権利擁護支援センターに設置した「成年後見制度利用促進進行管理会議」にて行い、その状況を「わたしのまちの幸せづくり委員会」にて報告する。

第6章 成年後見制度の利用促進（日進市成年後見制度利用促進計画）（案）

1 計画策定にあたって

（1）計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。平成11年の民法の一部改正により、従来の禁治産者制度が見直され、平成12年から制度が始まっています。

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

同法では、市町村の講じる措置として、成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力義務が課されたほか、成年後見制度利用促進基本計画においては、地域連携ネットワークの整備や中核機関の整備・運営、成年後見制度の利用促進に関する基本的な事項を調査審議する機関の設置などが挙げられています。

本市においては現在、尾張東部圏域6市町（瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町）で共同設置した「尾張東部権利擁護支援センター（開設時は尾張東部成年後見センター）」にて、成年後見制度の相談や制度の普及啓発、市民後見人の養成といった利用促進の取り組みを行ってきました。また、尾張東部権利擁護支援センターでは、広域的な成年後見制度の利用促進を図るため、平成31年に「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画」を策定しています。

このような中で、本市における成年後見制度の利用促進を図り、認知症や障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるまちづくりを進めるため、「日進市成年後見制度利用促進計画」を策定するものです。

（2）計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に規定する、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画です。

本計画は、地域福祉計画である「にっしん幸せまちづくりプラン」と一体的に策定し、尾張東部圏域の広域的な計画である「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画」と整合性を図るものとします。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までとします。ただし、社会状況や本計画の進捗に合わせ、必要に応じて見直しを実施します。

2 日進市における現状と課題

(1) 対象者の状況

認知症、知的障害、精神障害のある人は、下表のとおり増加傾向にあります。今後、高齢者人口の増加が見込まれることから、対象者数についても増加が見込まれます。

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
推定認知症	2,399人	2,507人	2,566人	2,629人	2,682人
知的障害	333人	336人	350人	360人	370人
精神障害	430人	460人	508人	557人	612人
合計	3,162人	3,303人	3,424人	3,546人	3,664人

※推定認知症は「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」（平成23年度～24年度厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業）の有病率推定値（65歳以上人口の15%）により試算

※知的障害及び精神障害は手帳所持者数

高齢者人口の推移（推計）

	2020年	2023年	2025年
65歳以上人口	18,573人	19,196人	19,591人

資料：「第7期にっしん高齢者ゆめプラン」

(2) 成年後見制度の利用状況

本市の実績では後見類型が全体の6割を超えています。

	日進市	尾張東部圏域	(参考)全国平均
後見類型	7人(63.6%)	45人(58.4%)	77.3%
保佐類型	4人(36.4%)	17人(22.1%)	15.9%
補助類型	0人(0%)	15人(19.5%)	4.8%
任意後見	0人(0%)	0人(0%)	2.0%
合計	11人	77人	

資料：「尾張東部成年後見制度利用促進計画」

また、成年後見制度利用支援事業については、尾張東部圏域で統一の要件を定め、共通の事業として整備しています。

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
件数	2件	1件	2件	6件	7件
助成金額	140,000円	120,000円	695,000円	1,317,000円	1,653,000円

3 成年後見制度利用促進計画の基本的な考え方・基本方針

(1) 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方

本計画は、認知症や障害などにより判断能力が不十分な方に対し、後見人等の支援を行うことで、自己決定の尊重とノーマライゼーションに根差し、本人の意思を尊重しつつ、安心して暮らしていける地域づくりを目指します。

(2) 基本方針

本市の成年後見制度の利用促進にあたっては、本市の属する尾張東部圏域6市町の広域行政計画である「尾張東部成年後見制度利用促進計画」に基づき進めていくものとします。

4 施策体系

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めます。

- 尾張東部権利擁護支援センターを中核機関とした施策の推進
- 行政、相談機関、専門職等の連携・協力の推進
- 制度の関する広報・啓発の推進

(2) 安心して制度が利用できる環境の整備を進めます。

- 親族後見人への支援の実施
- 市民後見人の養成、支援の実施
- 成年後見制度利用支援事業の実施

5 計画の推進体制

計画の推進については、尾張東部圏域6市町で協働設置した「尾張東部権利擁護支援センター」を中核機関として、各施策を推進していきます。

また、進捗管理については、尾張東部権利擁護支援センターに設置した「成年後見制度利用促進進行管理推進委員会」にて行うとともに、進捗状況について「わたしのまちの幸せづくり委員会」にて報告します。